

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

留保金課税の改正

Q : 平成18年度の税制改正では、留保金課税の取扱いが改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A : 同族会社の判定基準が見直され、内部留保に対する控除額が引き上げられました。

【解説】

特定同族会社の留保金課税制度とは、特定同族会社が所得のうち一定金額(留保控除額)を超える金額を社内に留保した場合に、通常の法人税のほかに、留保控除額を超えて留保した所得に対し、10%から20%の税率による法人税を課すという制度ですが、一定の中小企業者等については時限的に適用されないこととなっています。

平成18年度の税制改正では、この留保金課税について、同族会社の判定基準が見直され、内部留保に対する控除額が引き上げられました。また、中小企業者等に対する不適用措置については、中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているものについてのみ認められることとなりました。

主な改正点は、次のようなところです。

①特定同族会社の判定

同族関係者3グループで株式等50%超保有の法人→1グループに

②留保控除額(所得基準額)

所得等の金額の35%→40%(中小法人は50%)に

③留保控除額(定額基準額)

年1,500万円→年2,000万円に

